

## 議案第 24 号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 条第 7 項」を「第 2 条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築士法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。